

●香川県告示第38号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和4年2月1日から同月22日まで一般の縦覧に供する。

令和4年2月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路 線 名 大屋富築港宇多津線（186号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
綾歌郡宇多津町字平山2719番1地先 (詳細な区間は、関係図面で示す。)	29.0~62.6	67	令和2年香川県告示第 360号で変更した区域

- 4 供用開始の期日 令和4年2月1日